

第20回福津市農業委員会総会議事録

開催日時：令和4年8月5日,午後2時00分から
 開催場所：福津市役所 別館大ホール
 出席者：農業委員9名,推進委員10名 事務局2名
 欠席者：2名
 議事録署名委員：2名

| 発言者 | 内容 |
|------|--|
| 局長 | 只今から第20回福津市農業委員会総会を開会いたします。本日の総会出席委員数は9名でございます。 よって、福津市農業委員会会議規程第10条の定数に達しておりますので、本会議は成立しております事をご報告申し上げます。では、会長ご挨拶をお願いいたします。 |
| 会長 | <会長挨拶> |
| 局長 | 続きまして、会議規程第5条の規定により、会長へ本総会における議長の就任をお願いしたいと思います。 |
| 会長 | それでは、会議規程第44条による本日の議事録署名委員は、11番横山委員、4番松岡委員をお願いいたします。また、本日の議案は先に配布しておりました、日程第1議案第145号から日程第7議案第151号の審議をお願いいたします。なお、発言につきましては挙手の後、自己の番号と氏名を告げ、起立の上お願いいたします。また、採決につきましては、農業委員による採決となります。 それでは、日程第1議案第145号農地法第3条の規定による許可申請(番号1)について、事務局の提案をお願いします。 |
| 事務局 | <議案朗読> |
| 会長 | 地元委員、説明をお願いします。 |
| 担当委員 | 長らく小作をされている方に譲渡人が農地を買い取ってほしいとの話があって、今回の申請になっています。 |
| 会長 | 事務局から補足説明はありますか。 |

| | |
|------|--|
| 事務局 | 特にありません。 |
| 会長 | この件について、ご質問や意見などはありませんか。 質問が無いようですので、採決に移ります。この件について賛成と思われる方は挙手をお願いいたします。全員賛成で許可相当といたします。次に日程第1議案第 145号 農地法第3条の規定による許可申請(番号2)について、事務局の提案をお願いします。 |
| 事務局 | <議案朗読> |
| 会長 | 地元委員、説明をお願いします。 |
| 担当委員 | 今回の申請は親子間の譲渡になります。現在、申請の農地は息子さんが古賀市から出てきて稲作をしています。今後、息子さんがこの農地を管理して、稲作をしていくそうです。 |
| 会長 | 事務局から補足説明はありますか。 |
| 事務局 | 特にありません。 |
| 会長 | この件について、ご質問や意見などはありませんか。 質問が無いようですので、採決に移ります。この件について賛成と思われる方は挙手をお願いいたします。全員賛成で許可相当といたします。次に日程第 2 議案第 146 号 農地法第 5 条の規定による許可申請(番号 1)について、事務局の提案をお願いします。 |
| 事務局 | <議案朗読> |
| 会長 | 私の担当地区になりますので、私が説明を行います。 場所は津屋崎中学校の東側になります。譲受人林さんの隣の農地です。自宅の駐車場が狭いということで、隣の畑を購入したいということです。 隣接地にはすでにコンクリートブロックがありますので、特に問題はないと考えています。事務局から補足説明はありますか。 |
| 事務局 | 転用計画では自家用駐車スペースに4台とトラック1台となっています。トラックのスペースは無償で友人に貸出をするそうです。また、資材置場としての場所も確保するという申請が出されています。農地種別は第3種農地となっていて、転用すること自体には問題のない農地となっています。 |
| 会長 | この件について、ご質問や意見などはありませんか。 質問が無いようですので、採決に移ります。この件について賛成と思われる方は挙手 |

| | |
|------|--|
| | <p>をお願いいたします。全員賛成で許可相当といたします。次に日程第 2 議案第 146 号農地法第 5 条の規定による許可申請(番号 2)について、事務局の提案をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p><議案朗読></p> |
| 会長 | <p>地元委員、説明をお願いします。</p> |
| 担当委員 | <p>譲受人の夫妻は譲渡人の農地を借りて、自己用住宅を建築するということです。</p> |
| 会長 | <p>事務局から補足説明はありますか。</p> |
| 事務局 | <p>譲受人の夫妻の妻側は譲渡人から見るとお孫さんの関係になります。そのようなことで、使用貸借権の設定、いわゆる無償で土地を貸しますとの申請が上がっています。農地種別は第3種農地となっていて、転用すること自体には問題がない農地となっています。</p> |
| 会長 | <p>この件について、ご質問や意見などはありませんか。</p> <p>質問が無いようですので、採決に移ります。この件について賛成と思われる方は挙手をお願いいたします。全員賛成で許可相当といたします。次に日程第 2 議案第 146 号農地法第 5 条の規定による許可申請(番号3)について、事務局の提案をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p><議案朗読></p> <p>担当農業委員が本日、欠席をされていますので、代わりに事務局が説明をします。</p> <p>申請地は道辻参道口から東側約330mに位置していて、住宅地と農地が混在しています。北側と東側は宅地となっていて、西側は市道があり、南側には水路があります。</p> <p>転用目的は建売住宅となっていて、2棟建てられる予定になっています。雨水は南側にある水路に流すということです。給水と污水については、西側の市道には管がありますので、それに接続するということです。農地種別は第3種農地となっていますので、転用すること自体には問題がない農地となっています。</p> |
| 会長 | <p>この件について、ご質問や意見などはありませんか。</p> <p>質問が無いようですので、採決に移ります。この件について賛成と思われる方は挙手をお願いいたします。全員賛成で許可相当といたします。次に日程第3議案第 147 号農地法第3条の3第1項の規定による届出報告(相続等の届出)について、事務局から説明をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p><議案朗読></p> |

| | |
|-----|--|
| 会長 | 相続の届出報告についてです。次に日程第4議案第 148号農地法第5条第1項第7号の規定による届出報告について、事務局から説明をお願いします。 |
| 事務局 | <議案朗読> |
| 会長 | 農地転用の届出報告です。次に日程第5議案第 149号公共事業に関する農地の一時利用届出について、事務局から説明をお願いします |
| 事務局 | <議案朗読> |
| 会長 | 公共事業の一時利用届出です。次に日程第6議案第 150号農地法第18条第6項の規定による届出について、事務局から説明をお願いします。 |
| 事務局 | <議案朗読> |
| 会長 | 利用権の合意解約です。次に日程第5議案第 143号福津市農用地利用集積計画の策定について、事務局から説明をお願いします。 |
| 事務局 | <議案朗読> |
| 会長 | 福津市農用地利用集積計画の策定です。以上で議案の審議はすべて終わりました。次回の開催予定は9月6日(火)です。 以上を持ちまして第20回福津市農業委員会総会を閉会します。 |